

市民税・県民税について

1 賦課の根拠について

地方税法第24条、第294条および県税条例第21条、市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者に対して市民税、県民税が課税されます。

2 賦課期日 令和2年1月1日

3 不服申立ておよび訴訟の提起について

- (1) この納税通知書による賦課処分不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この賦課処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この賦課処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) (1)の審査請求に対する判決があった後、なおこの賦課処分不服がある場合は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代表者は米子市長)を被告として、裁判所に、この賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法(昭和25年法律第226号)第19号の12の規定により、(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、②この賦課処分、この賦課処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査請求に対する判決を経ないことについて正当な理由があるときは、(1)の審査請求に対する判決を経ないでも、この賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 延滞金および督促手数料

納期限までに完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)を限度として地方税法に定める割合を乗じて得た額の延滞金を徴収します。また、督促状を発送したときは、督促手数料を徴収します。なお、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

5 普通徴収税額への繰入について

特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されます。

6 減免について

生活保護法の規定による保護を受けることになった場合や、その他特別な事由(天災、火災等)がある場合には、申請により税額が減免されることがあります。減免を受けようとするときは、各納期限前7日までに申請書等を提出してください。

令和2年度 個人住民税の税制改正について

※下記の内容は令和2年1月1日現在の法令に基づいてご説明しています。

○住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の改正

次の2つの要件を満たした場合に、所得税での住宅ローン控除の適用期間が3年間延長(現行10年間→13年間)され、あわせて住民税でも所得税額から控除しきれない額を、改正前の制度と同じ控除限度額の範囲内で、翌年度分の個人住民税額から控除します。

1. 住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等
2. 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住を開始した場合

年金からの特別徴収(引き落とし)について

地方税法の改正により、平成21年度から市民税県民税を年金から引き落としする制度が開始されました。

※本文中の「年金」とは、公的年金のことを表します。

■徴収方法

平成29年度から、特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額(年税額)の2分の1に相当する額」となりました。

○前年度から特別徴収が継続している方の徴収方法

仮特別徴収			特別徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度分の年税額の1/6ずつを年金支給月ごとに特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を控除した差額の1/3ずつを年金支給月ごとに特別徴収		

○前年度から特別徴収が継続していない方(特別徴収が初年度の方または再開する方)の徴収方法

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4ずつを普通徴収の納期ごとに納付		年税額の1/6ずつを年金支給月ごとに特別徴収		

※年金特別徴収のモデルケース

(下記の事例の場合は次のようになります。)

「昨年度から年金からの特別徴収が開始
昨年度の年税額が60,000円で年金所得のみ
今年度の年税額が72,000円で年金所得のみ」

昨年度の徴収方法および金額		
普通徴収	6月	15,000円
	8月	15,000円
特別徴収	10月	10,000円
	12月	10,000円
	2月	10,000円

年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収し、残りの税額が10月・12月・2月に年金から引き落としされます

今年度の徴収方法および金額		
仮特別徴収	4月	10,000円
	6月	10,000円
	8月	10,000円
特別徴収	10月	14,000円
	12月	14,000円
	2月	14,000円

前年の年税額の1/6ずつを仮徴収します。

年税額から、仮特別徴収税額を差し引いた額の1/3ずつを10月・12月・2月に年金から引き落としされます。